

栄町住宅用省エネルギー設備等 設置費補助制度のご案内

令和3年4月19日（月）午前9時00分から
窓 口 受 付 開 始

栄町では、地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備等（太陽光発電システム・家庭用燃料電池システム（エネファーム）・定置用リチウムイオン蓄電システム・太陽熱利用システム）の設置及び、窓の断熱改修を実施する方に対し、予算の範囲内において費用の一部を補助いたします。

【補助概要補助】

- ※ 太陽光発電システム補助の上限額は、90,000円（4.5kw）です。
- ※ 新築（建替えを含む。）に対する太陽光発電システム設置は補助対象外です。
- ※ 太陽光発電システム設置の場合は、エネルギー管理システム（HEMS）又は定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置することが必要となります。
- ※ 定置用リチウムイオン蓄電システムは、補助金額100,000円です
- ※ 「家庭用燃料電池システム（エネファーム）」の補助額は、50,000円です。
- ※ 太陽熱利用システムのうち自然循環型を補助対象外とします。
- ※ 窓の断熱改修の補助額は補助対象経費の1/4（上限額80,000円）です。

お問い合わせ及び申請先

〒270-1592 栄町安食台1-2

栄町環境協働課

電話 0476-33-7710

Fax 0476-95-4274

E-mail:kankyou@town.sakae.chiba.jp

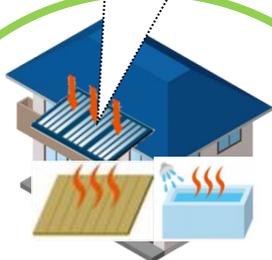
【対象となるシステム】

太陽熱利用システム

太陽の熱で水や空気を温め、給湯や暖房に利用するシステムです。

(自然循環型を補助対象外とする。)

【補助単価＝5万円/件】



太陽光発電システム

太陽電池を利用して太陽光から電気を作り出す設備です。

【補助単価＝2万円

/kW】

(上限額：9万円)

(既設住宅に、I補助-管理システム(HEMS)又は定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置することが必要です。)

窓の断熱改修

【補助対象経費の1/4】

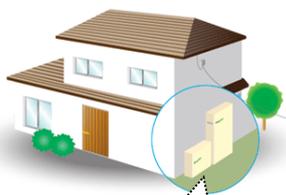
(上限額：8万円)



家庭における取組を促進

◆再生可能エネルギーの導入

◆省エネルギーの推進



家庭用燃料電池システム(エネファーム)

ガスと空気から電気とお湯を作り出す、エネルギー効率の高い家庭用のシステムです。

【補助単価＝5万円/件】



定置用リチウムイオン蓄電システム

ためておいた電気を昼の電力需要ピーク時に使用したり、災害時に使用したりできます。

【補助単価＝10万円/件】

【対象システム及びその要件】

次のいずれかに該当するシステムであって、未使用品であるものが対象になります。

システムの種類	シ ス テ ム の 要 件
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆流有りて連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターにおいて設備認定にかかる形式登録がされているものであること。</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方が10キロワット未満であること。</p>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 国交付要綱等に基づく補助の対象となる設備で、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p>
太陽熱利用システム	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用せず熱を搬送するもの及び動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL 部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。</p>

窓の断熱改修	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。加えて、1居室単位で外気に接する全ての窓を断熱化をすること。</p> <p>※居室とは、居住、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間として町長が認めるものをいう。</p>
--------	---

【補助金の対象となる方及び設備設置の必要条件】

自分が住む町内の既存または新築の住宅（店舗、事務所と併用するものを含みますが、居住スペースの床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上である一戸建であること。）に、未使用の住宅用省エネルギー設備等を設置する方若しくは未使用の住宅省エネルギー設備等が設置された町内の建売住宅を購入する方で、次のいずれかにも当てはまる方が対象になります。

- 1 住宅の所在地に住民登録している方（実績報告書を提出する日までに住民登録された方を含む。）
- 2 町税を滞納（分納誓約も含む。）していない方（世帯全員）
（町税は、町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・都市計画税になります。）
- 3 住宅が借家の場合は、所有者又は貸主の承諾を得ている方。
- 4 太陽光発電システム設置について
 - ①既築住宅に設置する方。（既築住宅＝太陽光発電システムの設置工事に着手する前日までに建築工事が完了している住宅を指す。）
 - ②太陽光発電システムと同時に、エネルギー管理システム(HEMS)または定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置する方。（HEMS＝住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。）
 - ③太陽光発電システムは、電気事業者との特定契約締結を結ぶことができる方。
- 5 太陽熱利用システムについて
 - ①自然循環型を補助対象外とします。
- 6 窓の断熱改修について
 - ①既存住宅のみ補助対象となります。

【補助金の額及び限度額】

- 1 太陽光発電システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・上限 9万円(4.5kw)
（太陽電池の最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワット当たり2万円を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。）
- 2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）・・・・・・・・一律 5万円
- 3 定置用リチウムイオン蓄電システム・・・・・・・・一律 10万円
- 4 太陽熱利用システム・・・・・・・・・・・・・・・・一律 5万円
- 5 窓の断熱改修・・・・・・・・・・補助対象経費の1/4（上限額 80,000円）

※ 補助金は補助対象設備ごとに、一の住宅に1回に限り交付します。

ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合には、この限りではありません。

【設備の設置に係る対象経費】

※ 対象経費は消費税と地方消費税相当額を控除すること。

※ 申請書の補助対象経費欄に、対象外の経費を含めないようご注意ください。

設備の種類	設置費の対象範囲
住宅用太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）。 但し網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象外

【補助金交付申請】

※受付期間：令和3年4月19日（月）午前9時00分から予算額に達するまで。
 申請は、住宅用省エネルギー設備等の設置工事を着手する前が条件になります。
 また、住宅用省エネルギー設備等（太陽光発電システムを除く。）が設置された建売住宅の場合は、住宅の引渡し前が条件になります。
 なお、提出書類は以下のとおりで、提出は環境協働課窓口を持参してください。（郵送不可）

- ①「栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書・（第1号様式）
- ②事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（第2号様式）
- ③住宅が借家の場合は所有者又は貸主の【承諾書】・・・・・・（第3号様式）
- ④各設置に係る経費の内訳が記載されている工事請負契約書
 （建売住宅の場合は売買契約書の写し）
 （内訳の記載がない場合は、設備の設置に係る経費が確認できる書類「見積書等」も添付）
- ⑤各設備の技術仕様が確認できる書類の写し
 （設置しようとする機器のカタログ等に、製造者・型式・最大出力・発電出力・蓄電能力等の記載があるもの）
- ⑥各設備を設置しようとする住宅の位置図（地図のコピー等に所在地をマークしてください）
- ⑦各設備設置前の設置位置を明らかにする図面（配置図等）
 （窓の断熱改修をする場合にあっては、平面図と立面図→7ページの提出方法を参照して下さい）
- ⑧各設置工事に着手する前の現況写真

補助対象設備	必要な写真	説明
各設備共通	住宅全体	設備設置住宅が特定できるもの又は建替え前住宅等
太陽光発電システム	太陽電池モジュール	各設備設置予定前を、それぞれ写真撮影し、撮影日・各設備設置予定場所にマークし、各設備の名称を記入 （別紙①参照）
	パワーコンディショナー	
	電力メーター	
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	発電ユニット	
	貯湯ユニット	
定置用リチウムイオン蓄電システム	充電設備	
太陽熱利用システム	集熱器	
窓の断熱改修	設置予定のすべての窓	窓全体が写っているもので図面と照合できるようにそれぞれ番号を付す。

⑨その他町長が必要と認める書類（その他に書類を提出していただく場合があります。）

※断熱窓については、契約書等の内容と照合できるよう下記のとおり提出してください。

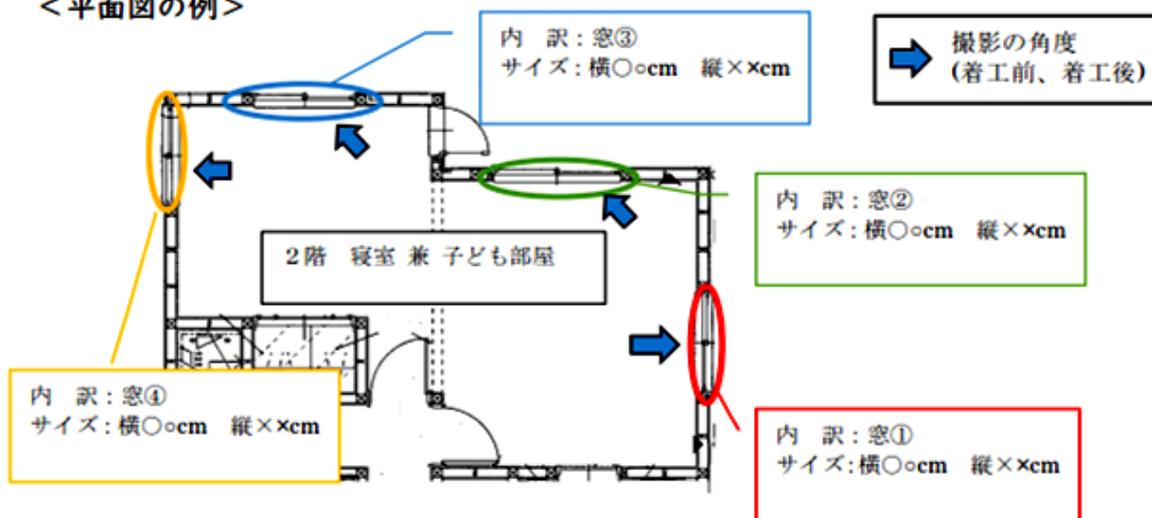
【平面図・立面図の提出方法】

- ・平面図及び立面図について断熱改修した窓の場所が分かるようにマーカー等をしてください。
その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、マーカー等をしてください。
- ・写真がどの角度から撮影されたものなのか、矢印で表示してください。

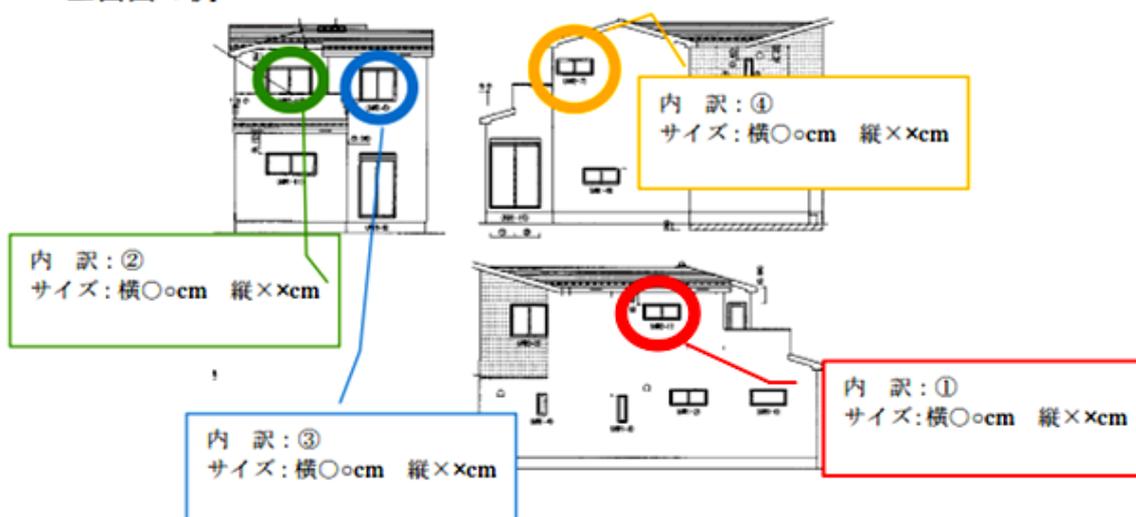
【工事請負契約書等の内訳】 ※下記は簡略して作成されています。

費用内訳					
窓①	部材購入費	円	窓③	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円
窓②	部材購入費	円	窓④	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円

<平面図の例>



<立面図の例>



【設置工事の着工】

補助金の交付を受ける方は、「栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付決定通知書（第4号様式）」を受けてから、設置工事（建売住宅の場合は、住宅の引渡し）を行ってください。

【実績報告書】

補助金の交付の決定を受けた方は、各設備設置工事又は住宅の引渡しが完了した日から60日以内又は当該年度の3月1日のいずれか早い日までに、下記書類を環境協働課窓口へ提出（持参）してください。（郵送不可）

※期日までに実績報告書の提出がない場合は、補助金交付ができませんので特に注意してください。

- ①「栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金実績報告書・（第8号様式）」
- ②事業結果報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（第9号様式）」
- ③各設備設置費に係る領収書の写し及びその内訳書の写し
- ④各設備設置状況写真

補助対象設備	必要な写真	説明
各設備共通	住宅全体	設備設置住宅が特定できるもの又は建替え後住宅等各設備設置後を、それぞれ写真撮影し、撮影日・各設備の名称を記入（別紙①参照）
太陽光発電システム	太陽電池モジュール	
	パワーコンディショナー	
	電力メーター	
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	発電ユニット	
	貯湯ユニット	
定置用リチウムイオン蓄電システム	充電設備	
太陽熱利用システム	集熱器	
窓ガラス	設置したすべての窓	設置した窓全体を撮影。設置前と後で出来るだけ同じ角度から撮影。ガラス交換で設置前と後の変化がわかりにくい場合は、工事中的写真も撮影。新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影する。

- ⑤各設備が未使用品であることを確認できる下記書類のいずれかを提出
 - ・保証書の写し（申請者の氏名等が記載されていること）
 - ・設備出荷証明書の写し（別紙②「太陽光モジュール製造番号貼り付けシート等」）

※上記、いずれかを提出してください。

⑥各設備設置後の図面（配置図等）

⑦太陽光発電システムは、電気事業者との特定契約締結を証する書類

・電力受給電契約申込書の写し

（低圧：再生可能エネルギー発電設備用）「お客さま控え」の写し（電力会社の承諾印が押されたもの）

・その他、以下のいずれかの書類の写しを提出してください。

①東京電力パワーグリッドから電気工事店あてに送付される「特定契約締結通知（メール）」の写し。

②東京電力パワーグリッドから申請者あてに送付される「系統関係完了通知（メール）」の写し。

③東京電力パワーグリッドから電気工事店あてに送付される「落成受付完了通知（メール）」の写し。

④東京電力パワーグリッドホームページ「購入実績お知らせサービス」の画面の写し。

⑤東京電力パワーグリッドホームページ、受給契約申込みサービスの「申込詳細情報画面」の写し。

⑧その他町長が必要と認める書類（その他に書類を提出していただく場合があります。）

【現地調査】

実績報告書の提出後、環境協働課職員による現地調査を実施します。住居内での調査がありますので、必ず申請者又はそのご家族の立会いをお願いします。

【交付請求書】

実績報告提出後、現地調査を経て町から「栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付額確定通知書（第10号様式）」を通知します。

その後、「栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（第11号様式）」に、振込先金融機関がわかる預金通帳（口座名義人・口座番号等）の写しを添付して提出してください。

【その他】

●計画の変更等の申請

補助金の交付決定後に、交付申請書の内容に変更が生じたときは、「栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金変更承認申請書（第6号様式）」を提出し、その承認を受けなければなりません。

（例）・省エネルギー設備等の機器等を変更するとき。

・省エネルギー設備等の設置工事や省エネルギー設備付住宅の購入をやめたとき。

※ 交付決定後に住宅用省エネルギー設備を、新たに追加することはできませんので、予めご了承ください。

●協力をお願い

必要に応じて住宅用省エネルギー設備の設置効果等に関する資料の提供、その他ご協力を求めることがあります。

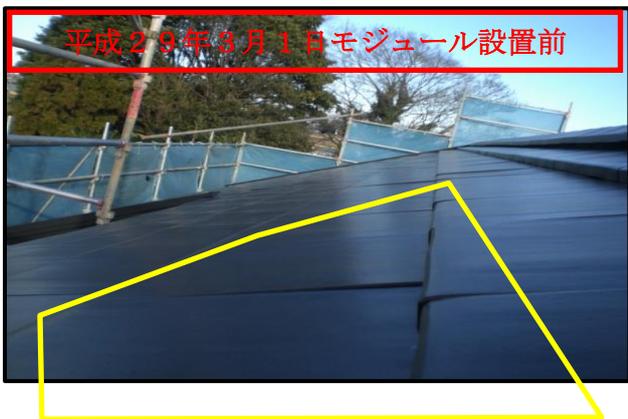
別紙① 下記写真は、太陽光発電システム設置（他の設備も同様）です。

平成29年3月1日住宅全体



※新築（建替えを含む。）に対する太陽光発電システム設置は補助対象外となります。
※太陽光発電システム設置の場合は、I初ギ-管理システム(HEMS)又は定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置することが必要となります。

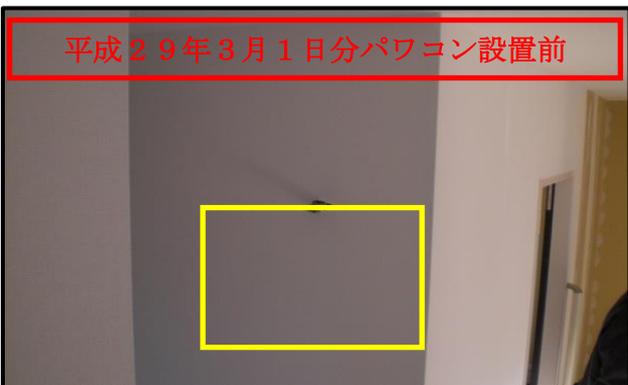
平成29年3月1日モジュール設置前



平成28年3月20日モジュール設置後



平成29年3月1日分パワコン設置前



平成29年3月20日パワコン設置後



平成29年3月1日電力量計設置前



平成29年3月20日電力量計設置後



別紙② 太陽光発電システムの設置については、【事業結果報告書中（第9号様式）の「仕様」中において、各パネル1枚ずつの製造番号が必要となりのので、記入しきれない場合は、別紙にて提出してください。（同報告書については「別紙」と記入。）

また、「太陽光モジュール製造番号貼り付けシート（バーコード）」を提出した場合には、「未使用品であることを確認できる書類」も兼ねさせていただきますので、同システムの保証書の提出は不要です。

別 記

第1号様式（第5条）

（表）

栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書

年 月 日

栄町長

様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付を受けたいので、栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

住宅用省エネルギー設備等の設置場所	
住宅用省エネルギー設備等の設置に係る補助事業の種類 (いずれかの番号に○)	1 既存の住宅への住宅用省エネルギー設備等の設置 2 住宅の新築に併せて行う住宅用省エネルギー設備等の設置 3 住宅用省エネルギー設備等が設置された住宅の購入 ※太陽光発電システム及び窓の断熱改修の場合2及び3は対象外となります。 ----- (2及び3の場合は、入居予定日 年 月 日)
住宅用省エネルギー設備等の区分 ※該当設備に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム） <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修
交付申請額	_____ 円
補助対象設備設置 工事着工予定日	年 月 日
補助対象設備設置 工事完了予定日	年 月 日
※申請者と所有者が異なる場合は下記に所有者の署名をお願いします。 私は、私の所有する住宅に補助金申請者が栄町住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。 _____	

(裏)

補助対象設備が太陽光発電システムの場合該当するものに☑を記入の上()内に必要事項を記入	1	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムを設置しようとする住宅にエネルギーマネジメントシステム (HEMS) 又はリチウムイオン蓄電システムを設置済みである。 設置済みの設備の種類 () 設置済みの設備の型番 () <input type="checkbox"/> 本補助金申請に係る実績報告の日までに、太陽光発電システムを設置しようとする住宅にエネルギーマネジメントシステム (HEMS) 又はリチウムイオン蓄電システムを設置予定である。 設置予定の設備の種類 () 設置済みの設備の型番 ()
	2	設置済みの太陽光発電システムが <input type="checkbox"/> ある→ある場合には、設置済みの設備の最大出力 () kW <input type="checkbox"/> ない

添付書類

- (1) 事業計画書 (要綱別記第2号様式)
- (2) 住宅用省エネルギー設備等の設置に係る経費の内訳が記載された設置工事の請負契約書 (住宅の売買契約書) の写し
- (3) 住宅用省エネルギー設備等の技術仕様が確認できる書類の写し
- (4) 住宅用省エネルギー設備等の設置位置を明らかにする図面 (窓の断熱改修を行う場合にあっては、平面図又は立面図)
- (5) 住宅用省エネルギー設備等の設置工事に着手する前の現況写真 (3の事業の場合は不要)
- (6) 1の事業であって住宅用省エネルギー設備等の設置に係る住宅が借家である場合、その所有者又は貸主の承諾書 (要綱別記第3号様式)
- (7) その他 ()

同意書兼確約書

私達は、補助金の交付の可否の決定に当たり、栄町が保有する私達の住所及び世帯並びに町税の納付状況に関する情報について、栄町職員が調査することに同意します。(※栄町に住所を有する場合のみ。)

また、私達は、栄町暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないことを確約します。

申請者氏名 _____

世帯員氏名 _____

(注)氏名は、自署又は記名押印してください。

第2号様式（第5条第1号）

事業計画書

設備	補助金交付 申請額（内訳）	対象経費	仕様
太陽光発電システム	円	円	製造者名 型式名 最大能力 kw
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	円	円	（発電ユニット） 製造者名 品名番号 （貯湯ユニット） 製造者名 品名番号 発電出力 kW
定置用リチウムイオン蓄電システム	円	円	登録日 メーカー名 パッケージ型番 蓄電容量 kWh
太陽熱利用システム	円	円	製造者名 型式名 集熱面積 m ²
窓の断熱改修	円	円	登録日 メーカー名 S I I 登録型番 製品名
合計	円	円	

注)

- 1 「対象経費」は、実際に補助事業に要した経費から消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額を記入すること。
- 2 補助金交付申請額は、設備ごとに補助対象経費の額を上限とすること。
- 3 定置用リチウムイオン蓄電システム及び窓の断熱改修における仕様の記入にあっては、一般社団法人環境共創イニシアチブの登録内容を記入すること。

第3号様式（第5条第6号）

承 諾 書

年 月 日

住宅所有者（貸主） 住 所
氏 名

④

私（達）は、（住所）（氏名）が下記の
住宅に住宅用省エネルギー設備等を設置することについて承諾します。

記

住宅の所在地

第8号様式（第8条）

栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請取下げ書

年 月 日

様

住所
届出者 氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け栄町 指令第 号をもって補助金の交付決定のあった栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金については、下記の理由により取り下げたいので、栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

- | | | |
|---------------------|---|---|
| 1 交付決定額 | 円 | |
| （内訳）太陽電池システム | | 円 |
| 家庭用燃料電池システム(エネファーム) | | 円 |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | | 円 |
| 太陽熱利用システム | | 円 |
| 窓の断熱改修 | | 円 |
| 2 取下げの理由 | | |

第9号様式（第9条）

（表）

栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金事業実績報告書

年 月 日

栄町長 様

住所
補助対象者 氏名 (印)
電話 ()

年 月 日付け栄町 指令第 号で交付決定を受けた住宅用省エネルギー設備等設置費補助金に係る補助事業が完了したので、栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業結果報告書（要綱別記第10号様式）
- (2) 住宅用省エネルギー設備等の設置（住宅用省エネルギー設備等が設置された住宅の購入）に要した費用の領収書の写し
- (3) 住宅用省エネルギー設備等の設置状況を確認することができる写真
- (4) 未使用品であることを確認できる書類
- (5) 太陽光発電システムの場合は、電気事業者との特定契約締結を証する書類
- (6) 補助対象設備を設置する住宅が第3条第6号アに該当することを証明する書類
- (7) 補助対象設備を設置する住宅が第3条第6号イに該当することを証明する書類
- (8) 窓の断熱改修の場合は、第3条第7号に該当することを証明する書類
- (9) その他 ()

同意書（申請時に栄町に住所を有していなかった場合）

私は、補助金の交付額の確定に当たり、栄町が保有する私の住所に関する情報について、栄町職員が調査することに同意します。

補助対象者氏名 _____

(注) 氏名は、自署又は記名押印してください。

第10号様式（第9条第1号）

事業結果報告書

設 備	補助金交付 決定額（内訳）	対 象 経 費	仕 様
太陽光発電システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 最大能力 k w
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	円	円	（発電ユニット） 製造者名 品名番号 製造番号 （貯湯ユニット） 製造者名 品名番号 製造番号 発電出力 k W
定置用リチウム イオン蓄電システム	円	円	登録日 メーカー名 パッケージ型番 蓄電容量 kWh
太陽熱利用システム	円	円	製造者名 型式名 集熱面積 m ²
窓の断熱改修	円	円	登録日 メーカー名 S I I 登録型番 製品名
合 計	円	円	

注)

- 1 「対象経費」は、実際に補助事業に要した経費から消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額を記入すること。
- 2 補助金交付決定額は、設備ごとに補助対象経費の額を上限とすること。
- 3 定置用リチウムイオン蓄電システム及び窓の断熱改修における仕様の記入にあっては、一般社団法人環境共創イニシアチブの登録内容を記入すること。

第11号様式（第10条）

栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書

年 月 日

栄町長 様

住 所

補助対象者 氏 名 ⑩

電 話 ()

年 月 日付け栄町環達第 号をもって額の確定のあった住宅用省エネルギー設備等設置費補助金について、栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付請求額 金 円

2 補助金振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所
口座番号	普通・当座 No.	
フリガナ		
口座名義人		

注) 預金通帳の写し等振込先金融機関の口座を確認することができる書類を添付してください。